

第68期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

令和3年6月25日（金曜日）
午前10時

郵送・インターネットによる議決権行使期限

令和3年6月24日（木曜日）午後5時



場 所

滋賀県草津市野路町3023番地
当社 草津・ニプロホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主さまの健康状態にかかわらず、本総会へのご来場はお控えください。書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討ください。（3頁から4頁をご参照ください。）

なお、本総会は、事前に議決権を行使いただきましても、インターネットによる同時中継をご覧いただけます。詳細は、同封の「第68期定時株主総会に関するご案内」をご参照ください。

また、ご来場の株主さまへの粗品の配付はございません。

目 次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
【添付書類】	
事業報告	10
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37



第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々およびご関係者の皆さま、また、感染症の拡大により影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては株主さまの健康状態にかかわらず当日のご来場はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、書面（郵送）またはインターネットにより、令和3年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	令和3年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所	滋賀県草津市野路町3023番地 当社 草津・ニプロホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項	
報告事項	1. 第68期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面(郵送)とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 上記を含め、議決権の行使に関する事項は3頁から4頁をご参照ください。

以上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆法令および当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤計算書類の個別注記表なお、上記①につきましては、監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、上記②～⑤につきましては、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、併せて監査を受けております。
- ◆株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nipro.co.jp/ir/stock/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 令和 3 年 6 月 25 日 (金曜日) 午前 10 時

場所 草津・ニプロホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 令和 3 年 6 月 24 日 (木曜日) 午後 5 時必着

3 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力する方法、またはQRコードを読み取る「スマート行使」による方法のいずれかで、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 令和 3 年 6 月 24 日 (木曜日) 午後 5 時

詳細は次頁をご覧ください

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

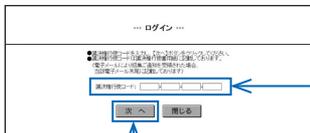
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

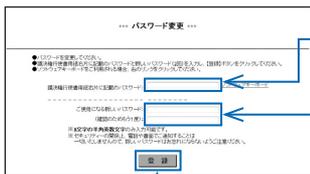
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

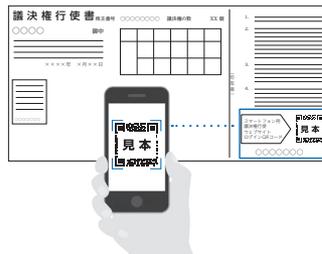
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

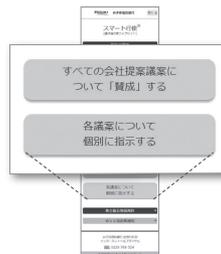
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社の対応について

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応を下記のとおり実施させていただきます。株主の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府・自治体の指示・要請に従い、本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nipro.co.jp/ir/stock/meeting.html>) にて、お知らせいたしますので、ご確認くださいませよう宜しくお願い申し上げます。

記

■株主の皆さまへのお願い

本年は健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

議決権行使期限：令和3年6月24日（木曜日）午後5時

■インターネットによる同時中継のご案内

本総会の模様は、インターネットにより同時中継いたします。具体的な内容につきましては、同封の「第68期定時株主総会に関するご案内」にてご案内させていただいておりますので、ご確認くださいませよう宜しくお願い申し上げます。

なお、事前に議決権を行使いただきましても同時中継はご覧いただけます。（中継内容をご覧いただきながらの議決権行使はできません。）

■本総会の当日の運営とご協力をお願い

感染拡大防止のため、以下の措置をとらせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- ①会場では、マスク着用、アルコールによる手指消毒、検温等にご協力ください。
- ②前記①にご協力いただけない場合や体調不良が認められる場合は、株主さまの健康管理と感染拡大防止の観点から入場を制限させていただく場合があります。
- ③お飲み物のご提供とショールームのご利用を中止いたします。
- ④本総会終了後に質疑応答の時間（30分程度）を設ける予定ですが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、質疑応答を取りやめるなど、議事進行に大きな変更が生じる場合や、開催そのものを見合わせる場合もございます。変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nipro.co.jp/ir/stock/meeting.html>) において、お知らせいたしますので、ご確認くださいませよう宜しくお願い申し上げます。
- ⑤本総会はソーシャルディスタンスの確保のため座席間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が限られます。そのため、満席となった場合には入場制限を行うこともございますので予めご了承ください。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営政策と位置づけております。長期的な視野に立って開発・生産・販売各部門の基盤強化を図り収益性の向上に努めるとともに、業績にスライドした合理的な利益配分システムを指向しております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、今後の事業展開および資金需要等に鑑み、内部留保資金とのバランスに配慮し、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 1株につき 金17円50銭 総額 2,864,698,988円 これにより、当期の1株当たり配当金は、すでにお支払いしている中間配当金10円50銭とあわせて年間28円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	令和3年6月28日

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、大水美名子氏は辞任いたします。

つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。新たに選任される取締役の任期は、当社定款第21条第3項の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
し ま も り よ し こ 嶋 森 好 子 (昭和22年1月15日) 新任 社外 独立	平成 2年 4月 学校法人東邦大学医学部附属佐倉病院設立準備室師長 平成 2年 8月 社会福祉法人恩賜財団済生会東京都済生会向島病院看護部長 平成11年 6月 一般社団法人日本看護協会常任理事 平成14年 4月 京都大学医学部附属病院看護部長・院長補佐 平成19年 4月 学校法人慶応義塾大学看護医療学部教授 平成22年 6月 公益社団法人東京都看護協会会長 平成28年 7月 学校法人岩手医科大学医師歯学総合研究所教授 平成29年 4月 学校法人岩手医科大学看護学部教授・学部長 令和 3年 4月 学校法人岩手医科大学名誉教授 現在に至る ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり、看護師、大学教授として看護分野における重要な職務を経験し、医療分野を中心に専門的な知識、経験を有しています。同氏の優れた見識、豊富な経験、医療従事者としての視点を、当社グループの持続的な成長と経営管理に活かすことが期待されるため、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 嶋森好子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 嶋森好子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認され就任した場合には、新たに独立役員となる予定であります。
 4. 嶋森好子氏の選任が承認され就任した場合、当社は同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。嶋森好子氏の選任が承認され就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
やながせ 柳ヶ瀬 (昭和22年5月2日) 社外 独立	平成15年 4月 日本板硝子株式会社特機材料事業部開発部長 平成19年 7月 同社退職 現在に至る ●補欠の社外監査役候補者とした理由 前職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督が期待されるため、補欠の社外監査役候補者となりました。	一株

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柳ヶ瀬繁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 柳ヶ瀬繁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合には、独立役員となる予定であります。
4. 柳ヶ瀬繁氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。柳ヶ瀬繁氏が監査役に就任することとなった場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

当社取締役を退任された若槻一男氏(令和2年6月26日任期満了)および岡本秀男氏(令和2年6月26日任期満了)に対し、在任中の労に報いるため、当社内規に従い一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。本議案においては、総額4,955万円を上限として、具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
若槻 一男 <small>わか つか かず お</small>	平成12年 6月 当社取締役就任 平成20年 6月 当社常務取締役就任 令和 2年 6月 当社常務取締役退任
岡本 秀男 <small>おか もと ひで お</small>	平成21年 6月 当社取締役就任 令和 2年 6月 当社取締役退任

以上

事業報告 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期の世界経済およびわが国経済は、前期以降、依然として収束の見通しがたたない新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が大きく制限され、消費需要の低下、生産活動の停滞という未曾有の事態が長期化したとしました。後半にはCOVID-19ワクチン接種の進行とそれに伴う特需等で一部活発化しましたが、ここへきて3回目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

医療機器、医薬品業界におきましては、感染拡大以降、受診自粛や外来診療抑制は継続する状況の中、オンライン診療に関する規制緩和が進み、在宅医療への動きが加速しました。また、COVID-19ワクチン関連では、国内における必要数の確保が急がれ、国産ワクチンの開発も進行了りました。

このような状況においても、当社グループは引き続き国内におけるシェア拡大と海外売上の拡大および生産コストの低減に取り組み、ユーザー目線にたった製品の開発を進め、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当期は感染拡大の影響による外来診療抑制、施術延期、営業自粛等により、特に医療関連事業に属する循環器内科、整形外科などの一部の診療科製品、および医薬関連事業における抗菌剤やかぜ薬等の需要減少に伴う受託件数の減少などにより売上伸長の頭を抑えられる格好となりましたが、一方で比較的感染症の影響を受けにくい透析関連製品が堅調に推移したこと、COVID-19ワクチン関連の医薬容器やシリンジ、注射針等の医療器具、手袋・マスク等の衛生材料の需要増加等もあり、連結売上高は前期比2.9%増加となる4,555億59百万円となりました。

利益面におきましては、主力製品のダイアライザが比較的堅調に推移したことに加え、北米および中南米での感染症防護製品の特需による利益増や製造原価の低減等によって全体として売上総利益が改善したこと、移動制限等でリモート会議などが促進され、旅費交通費や販売促進費等の経費支出が抑制されたことなどにより、営業利益は前期比4.6%増加となる276億27百万円となりました。また、前年度は29億99百万円の為替差損を計上しておりましたが、当第4四半期に為替レートが円安方向に推移したことにより当期は8億57百万円の為替差益を計上しました。これにより経常利益は前期比12.2%の増加となる262億69百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、係争案件に関する損害賠償金、2月の福島県沖を震源とする地震によるニプロファーマ鏡石工場の災害による損失、子会社の固定資産減損損失や関連会社株式の減損、子会社の貸付金にかかる貸倒引当金繰入などの特別損失を大きく計上いたしました。一方で米国統括会社における連結納税の開始や、中国のダイアライザ製造子会社の収益力向上により、繰越欠損金の評価性引当額に対する繰延税金資産の資産性再評価によって法人税等調整額が大きく減少したことにより、前期比264億91百万円の増加となる142億9百万円となりました。

当期のセグメント別の概況についてご報告申し上げます。

【医療関連事業】

国内販売におきましては、引き続き感染拡大の影響により厳しい市場環境が続いております。そのような状況の中、メディカル営業部門では、外来、入院患者の減少、および手術件数の減少により、バスキュラー関連製品や輸液関連製品が低調な推移となりました。一方、心臓外科関連製品や、透析関連製品は引き続き堅調に推移しました。また、手袋・マスク等の衛生材料の需要が増加しており、さらにワクチン接種用の針、シリンジの特需もあり注射針類も好調に推移しました。医薬営業部門では、新型コロナウイルスの影響で風邪関連製品は復調の兆しがみえない状況ですが、抗菌薬は前期実績を徐々に上回ってきており、併せてデクスメドミジンをはじめとした重点製品や6月・12月の追補収載品も順調にシェア拡大しております。

海外販売におきましては、変異コロナウイルスにより再度世界的な感染拡大の影響が続いておりますが、その一方で世界各地においてCOVID-19ワクチン接種も開始され、徐々に中止されておりました入札も再開されるなど営業活動が正常化してきております。欧州ではデジタルツールによる積極的な販売活動を行い、北米におきましてはバスキュラー商品の販売組織構築を行いました。またCOVID-19ワクチン用シリンジの販売拡大も世界各地において実施してまいりました。新たな主力事業の1つである自社透析センターについては、従来から拡大を続ける中南米、今後もさらなる拡大が見込まれるアジア地域の中国・タイにおいて開設拡大を実施いたしました。販売拠点については、中国市場の販売拡大に注力した販売拠点増強、人員増強を継続しております。また中国に続き、アジア市場、特にアセアン諸国の市場の販売拡大を目的としてシンガポールを中心に販売拠点増強、人員増強を実施いたします。

海外生産拠点におきましては、インド工場でダイアライザの新規生産ラインの準備を進めておりますが、再度の感染拡大により稼働開始の見通しが困難な状況が継続しております。その他生産拠点におきましては、製品品種により若干の売上減少も見られたものの概ね通常通りの稼働となっており、引き続き品質維持に努め、安定供給、コスト削減に取り組んでおります。

この結果、当事業の売上高は前期比3.5%増加の3,476億48百万円となりました。

【医薬関連事業】

医薬関連事業におきましては、各製造拠点におけるクオリティカルチャーの醸成や品質保証体制の強化を通じて、品質向上のための継続的な取り組みを図ってまいりました。また、積極的な製造能力の増強に注力するとともに、様々な医薬品剤形を製造する体制を構築しております。さらに、治験薬の製造や医薬品包装容器や投与システムからの開発、製造が可能である特徴を活かした提案型の営業活動を積極的に行った結果、複数の新規受託製造品目の出荷を開始することができました。また、当期は、一部の製品で顧客から受注数量が大幅に増加した製品があり、該当ラインの増産体制を整え、安定的な製造を行ったため、該当製品による売上高の伸長がありました。一方で、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の製品の生産数量が減少したこと、また令和3年2月13日の福島県沖地震で、ニプロファーマ鏡石工場が被災したため、一時的に出荷数量が減少したことにより、当期の売上高に影響を及ぼしました。

この結果、当事業の売上高は前期比2.5%減少の685億64百万円となりました。

【ファーマパッケージング事業】

ファーマパッケージング事業におきましては、世界的な感染拡大の中、アンプルやバイアルといった基礎的な医薬用容器のシェア拡大に加え、高性能商品である滅菌済ガラスシリンジや高付加価値バイアルなどのブランド品の販売に注力しました。また各製造拠点においては、コロナ禍の厳しい環境の下、操業の維持に努めることで、需要増に応じるとともに安定供給の実現に尽力いたしました。

国内においては、ガラス生地管、バイアル、ゴム栓等の医薬用容器関連商品に加え、医療機器関連ではCOVID-19抗原検査キット用スポンジスワブの出荷が好調に推移しました。

海外においては、COVID-19ワクチン需要が堅調であったことから、欧米市場を中心にガラス生地管のほか、バイアルおよび滅菌済ガラスシリンジが大きく伸長しました。また中国では大手ワクチンメーカーにCOVID-19用バイアルが採用されたのを機に販売が急増することとなりました。

この結果、当事業の売上高は前期比6.7%増加の386億55百万円となりました。

【その他事業】

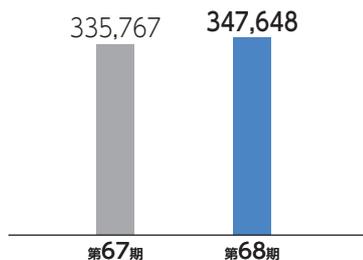
その他事業におきましては、不動産賃貸等による売上高が6億91百万円(前期比297.1%増)となりました。

■セグメント別売上高

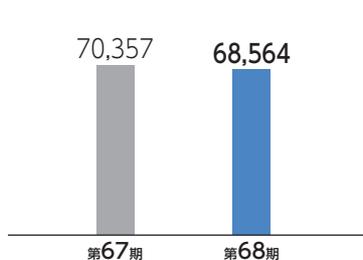
区分	第 67 期 (令和 2 年 3 月期)		第 68 期 (令和 3 年 3 月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
医療関連事業	335,767百万円	75.9%	347,648百万円	76.3%	3.5%
医薬関連事業	70,357百万円	15.9%	68,564百万円	15.0%	△2.5%
ファーマパッケージング事業	36,217百万円	8.2%	38,655百万円	8.5%	6.7%
その他事業	174百万円	0.0%	691百万円	0.2%	297.1%
合計	442,516百万円	100.0%	455,559百万円	100.0%	2.9%

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

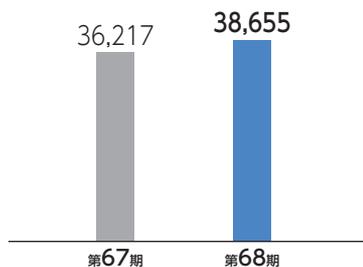
医療関連事業 (百万円)



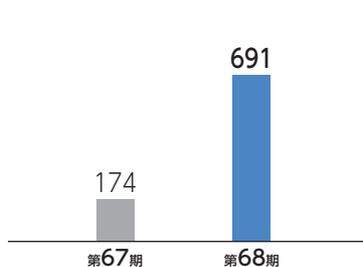
医薬関連事業 (百万円)



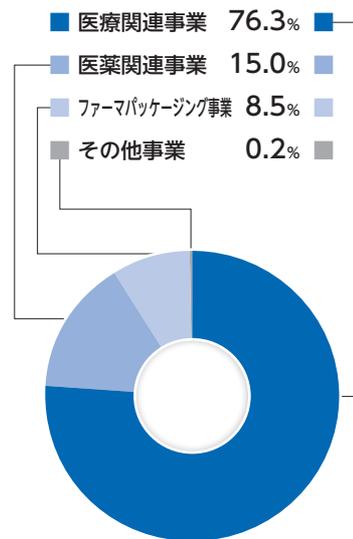
ファーマパッケージング事業 (百万円)



その他事業 (百万円)



第68期 セグメント別売上高構成比



(2) 設備投資の状況

当期は、当社大館工場におけるダイアライザ関連設備および愛知工場における生産設備、ニプロ医工株式会社における近藤工場増改築工事、ニプロファーマ株式会社大館工場における生産設備のほか、海外においてニプロメディカルコーポレーションにおける透析クリニック不動産の取得、ニプロベトナムカンパニーリミテッドにおける生産設備、ニプロファーマパッケージングジャーマニー GmbHにおけるオフィス建屋および工場設備など、総額327億57百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当期は、令和2年9月28日に第1回無担保公募劣後特約付社債（ソーシャルボンド）500億円を発行いたしました。本社債は、資本と負債の要素を併せ持つハイブリッドファイナンスとして格付機関から認定を受けるとともに、社会的課題の解決・緩和に資する事業の資金調達であるソーシャルボンドとしてもセカンドオピニオンを取得しております。社会に不可欠な医療機器の安定供給責任を果たすため当社グループの投資を引き続き実行しつつも、財務バランスの改善にも志向するための施策の一環として、本社債による資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

現時点における国内および世界経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、先行き不透明な状況となっております。しかしながら当社グループは総合医療メーカーとして、こうした状況の少しでも早い収束のための一翼を担うべく、邁進してまいります。今後はワクチン接種が全世界で進行することで次第に感染症の影響は収束に向かい、経済活動は徐々に活発化していくものと予想されます。当社グループにおきましても政府あるいは市場の需要に速やかに応えるべく生産能力の整備増強と製品開発およびプロモーションを精力的に進めてまいります。

医療関連事業におきましては、メディカル営業部門では、輸液関連製品、糖尿病関連製品、透析関連製品、バスキュラー関連製品、SD関連製品の各々におきまして、医療の安全、安心に配慮した設計と、環境への負荷を低減する製品開発に努め、医療従事者の方々や患者さま、そして地球環境にも優しい製品開発に取り組み、多様化する市場ニーズ・シーズに応えられる製品を積極的に市場展開、販売強化を行い業績の拡大に取り組んでまいります。また、医薬営業部門では、毎年の薬価改定でジェネリック医薬品業界はもとより、製薬業界全体が非常に厳しい経営環境となることが予想される中、総合メディカル企業として医療用デバイスや診断薬などとジェネリック医薬品を組み合わせた活動で、在宅医療、地域医療連携をはじめ医療現場のニーズに応えながら医薬品卸と一層の連携強化を図り、さらなるニプロブランドの向上に努めてまいります。

グローバル市場においては、近年は生活習慣病などの都市型疾患への変遷に対応すべく特に新興国を中心に医療インフラの整備と医療体制の普及を視野に入れた事業を進めておりましたが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、感染症に対する脆弱性が全世界で露呈する格好となりました。感染症予防と治療に必要な防護用品やホスピタル関連製品に関しても製品ラインナップの拡充と生産能力の強化をしっかりと継続して行います。このように当社グループは医療現場のニーズに応え、メーカーとしての製品供給責任を十分に果たすために全世界で製品生産能力の増強を継続的かつ積極的に行ってまいります。特にダイアライザを代表とする透析関連製品に関しましては、新型コロナウイルス感染拡大による移動制限の解除の見通しが立たない状況ではありますが、計画している生産能力の増強を確実に進めて、製品の供給責任を果たしてまいります。

再生医療関連では、再生医療等製品「ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（販売名：ステミラック®注）」の量産体制の構築が課題となっております。無菌製造の確実性を高めるとともに生産効率を向上させるべく新規製造システムを早期に立ち上げ、治療ニーズに応える供給体制の整備とともに、コストダウンを図ってまいります。また、ステミラック®注は条件及び期限付承認であることから、製造販売後承認条件評価としての使用成績比較調査を確実に実施してまいります。

医薬関連事業におきましては、受託製造の生産能力の拡充と柔軟性、グローバル市場への製品供給能力に対する顧客ニーズがますます高まっています。そのため、米国や欧州の医薬品品質基準を充足するような開発・品質保証体制の整備を進め、海外コンサルタントを活用しながら、FDA等の海外当局査察の対応を進めてまいります。また、今後も積極的な設備投資により需要に応じた生産体制の増強を行い、安定供給の確保に取り組んでまいります。ニプロファーマ鏡石工場の福島県沖地震による被災については、生産再開後の早期のバックオーダーの解消とBCP対策の推進に努めてまいります。

ファーマパッケージング事業におきましては、世界各国がヘルスケア政策を強力に進める中、先進国、途上国を問わず医療費の抑制トレンドが鮮明であることから、価格競争力の向上が喫緊の課題です。引き続き検査・包装工程を中心に自動化・省人化を計画的に進めるほか、品質基準や製造要件の統一化、各製造拠点における製品ポートフォリオの最適化を図ってまいります。また市場シェアの拡大、新規市場の開拓においては、マーケティング機能の強化および販売体制の整備が不可欠であるほか、開発面では市場ニーズや顧客シーズを迅速に把握し、機能面、価格面で優れた商品を創出するためのプロセス整備および管理を徹底いたします。

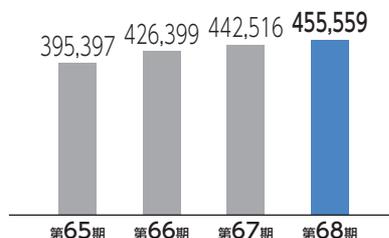
また、各事業において継続的な設備投資を遅滞なく実現するためにも、財務体質の改善はひとつの大きな課題と認識しております。今後もより多様な資金調達手法や資本政策、あるいは地域統括会社の活用による効率的な資金管理により健全な財務体質への改善を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

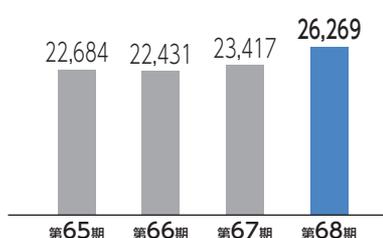
区分	期別	第 65 期 (平成30年 3 月期)	第 66 期 (平成31年 3 月期)	第 67 期 (令和 2 年 3 月期)	第 68 期 (令和 3 年 3 月期)
売上高 (百万円)		395,397	426,399	442,516	455,559
経常利益 (百万円)		22,684	22,431	23,417	26,269
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)		11,829	12,136	△12,281	14,209
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)		71.15	73.68	△75.30	87.12
総資産 (百万円)		826,447	845,821	831,865	854,396
純資産 (百万円)		183,485	171,830	161,237	174,053
1株当たり純資産 (円)		1,037.25	990.14	912.24	987.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数については、自己株式を除いております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第66期の期首から適用しており、第65期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

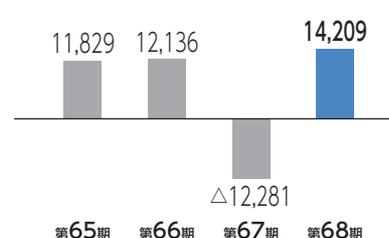
売上高 (百万円)



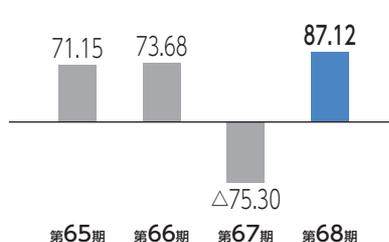
経常利益 (百万円)



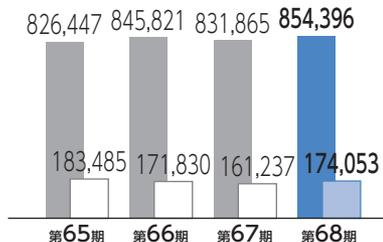
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)



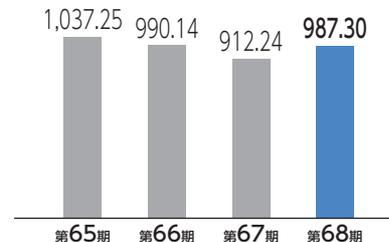
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)



総資産/純資産 (百万円) ■ 総資産 □ 純資産



1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ニプロ医工株式会社	96百万円	100.00%	医療機器の製造・販売
株式会社グッドマン	100百万円	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロタイランドコーポレーション	26億バーツ	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロメディカルLTD.A.	231百万リアル	100.00	医療機器の製造
ニプロメディカルヨーロッパN.V.	84百万ユーロ	100.00	医療機器の製造・販売
ニプロメディカルコーポレーション	254百万米ドル	100.00	医療機器の販売
尼普洛貿易（上海）有限公司	26百万米ドル	100.00	医療機器の販売
インフラレデックス, Inc.	5米ドル	100.00	医療機器の製造・販売
尼普洛医療器械（合肥）有限公司	240百万米ドル	100.00	医療機器の製造・販売
PT.ニプロインドネシア JAYA	185百万米ドル	96.84	医療機器の製造・販売
尼普洛（上海）有限公司	36百万米ドル	100.00	医療機器の製造・販売
アバンテックヴァスキュラーコーポレーション	166百万米ドル	100.00	医療機器の開発
ニプロベトナムカンパニーリミテッド	125百万米ドル	100.00	医療機器の製造
ニプロESファーマ株式会社	100百万円	100.00	医薬品の製造・販売
ニプロファーマ株式会社	8,669百万円	98.73	医薬品の製造・販売
全星薬品工業株式会社	42百万円	50.12	医薬品の製造・販売
ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド	191百万米ドル	100.00	医薬品の研究開発および製造・販売
ニプロファーマパッケージングジャーマニーGmbH	32百万ユーロ	100.00	医療用硝子製品の製造・販売
吉林尼普洛嘉恒薬用包装有限公司	261百万円	51.00	医療用硝子製品の製造・販売
ニプロファーマパッケージングアメリカスCorp	0米ドル	100.00	医療用硝子製品の製造・販売

③子会社の異動

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品および医療用硝子製品等の製造販売を主な事業とし、そのほかこれに付帯する事業も営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

①当社の主要な事業所等

本 社	大阪市
支 店 ・ 営 業 所	札幌市、青森市、秋田市、盛岡市、仙台市、郡山市、新潟市、松本市、水戸市、さいたま市、千葉市、 東京都文京区、立川市、横浜市、静岡市、名古屋市、金沢市、岐阜市、京都市、大阪市、吹田市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、大野城市、熊本市、鹿児島市
工 場	大館工場(秋田県大館市)、愛知工場(愛知県瀬戸市)、びわこ工場(滋賀県草津市)
研 究 所	総合研究所(滋賀県草津市)、生産技術センター(滋賀県草津市)、 医薬品研究所(埼玉県春日部市、滋賀県草津市)、再生医療研究所(札幌市)

②主要な子会社の事業所

国 内	ニプロ医工株式会社(群馬県館林市)、株式会社グッドマン(名古屋市)、 ニプロE S ファーマ株式会社(大阪市)、ニプロファーマ株式会社(大阪市)、 全星薬品工業株式会社(大阪市)	
海外	ア メ リ カ	ニプロメディカルコーポレーション、 インフラレデックス, Inc. アバンテックヴァスキュラーコーポレーション ニプロファーマパッケージングアメリカスCorp
	ベ ル ギ ー	ニプロメディカルヨーロッパN.V.
	ド イ ツ	ニプロファーマパッケージングジャーマニーGmbH
	ブ ラ ジ ル	ニプロメディカルLTDA.
	中 国	尼普洛貿易(上海)有限公司、尼普洛医療器械(合肥)有限公司、 尼普洛(上海)有限公司、吉林尼普洛嘉恒薬用包装有限公司
	タ イ	ニプロタイランドコーポレーション
	ベ ト ナ ム	ニプロベトナムカンパニーリミテッド ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド
	イ ン ド	PT.ニプロインドネシア JAYA ニプロメディカルインドニアPRIVATE LIMITED

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区分	国内	海外	合計（前期末比増減）
従業員数	9,876名	25,375名	35,251名（2,465名増）

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
4,150名（90名増）	40.7歳	12.9年

（注）上記のほか、パートタイマー231名（1日8時間換算による期中平均雇用人数）が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	37,059百万円
農林中央金庫	18,054百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,396百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 171,459,479株（自己株式7,762,394株を含む）
- (3) 株主数 80,134名（前期末比20,933名増加）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本電気硝子株式会社	17,135	10.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,831	6.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,104	5.56
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	5,192	3.17
株式会社りそな銀行	3,129	1.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,285	1.40
ニプロ従業員持株会	2,135	1.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	2,025	1.24
佐野和美	1,910	1.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	1,813	1.11

(注) 当社は自己株式7,762,394株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年1月29日に発行いたしました2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、当期令和3年1月29日に満期を迎えましたが、25,000百万円満額が償還となり、新株予約権の行使はございませんでした。

償還となった2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

社債の発行日	平成28年1月29日
社債の残高	25,000百万円
社債に付された新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式17,099,863株
行使期間	平成28年2月12日から令和3年1月15日まで
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,462円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (令和3年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	佐野 嘉彦	
常務取締役	吉岡 清貴	国内事業部長兼事業戦略室長
常務取締役	増田 利明	企画開発技術事業部長兼総合研究所長兼SD事業部担当常務
常務取締役	小林 京悦	生産事業部長兼大館工場長
常務取締役	箕浦 公人	再生医療事業部長兼新規事業開発本部長
常務取締役	山崎 剛司	国際事業部長兼グローバル戦略本部長兼ファーマパッケージング事業部担当常務 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長
常務取締役	佐野 一彦	施設本部長兼生産技術開発事業部長兼生産技術センター所長
常務取締役	西田 健一	医薬事業部長兼医薬開発推進部長 兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長
常務取締役	大山 靖	バスキュラー事業部長兼バスキュラー商品開発営業本部長 兼株式会社グッドマン代表取締役社長
常務取締役	余語 岳仁	経営企画本部長
取締役	上田 満隆	企画開発技術事業部副事業部長
取締役	澤田 洋三	知的財産部長
取締役	中村 秀人	総務人事本部長
取締役	沓川 靖	国内事業部メディカル営業本部長兼事業戦略室副室長
取締役	伊藤 昌幸	SD事業部長兼企画開発技術事業部国内商品開発・技術営業本部長
取締役	岩佐 昌暢	ファーマパッケージング事業部長
取締役	赤崎 五男	ファーマパッケージング事業部営業本部長

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	芳 田 豊 司	信頼性保証本部長
取締役	藤 田 賢 樹	国内事業部医薬営業本部長兼事業戦略室副室長
取締役	須 藤 浩	企画開発技術事業部商品企画本部長
取締役	吉 田 博	企画開発技術事業部酵素センター長兼総合研究所第三研究開発部長兼L F R事業室長
取締役	白 数 昭 雄	企画開発技術事業部総合研究所研究統括部長兼人工臓器開発センター長
取締役	畠 山 滉 毅	生産事業部副事業部長兼品質保証部長
取締役	甲 斐 俊 哉	医薬事業部医薬品研究所長
取締役	宮 住 悟 一	国際事業部副事業部長兼グローバル管理本部長
取締役	貞 廣 衝	企画開発技術事業部国際商品開発・技術営業本部長兼透析・血液浄化商品開発・技術営業部長
取締役	田 中 良 子	株式会社メディ・ホープ代表取締役社長
取締役	大 水 美 名 子	
常勤監査役	野 宮 孝 之	
監査役	入 江 一 充	
監査役	長谷川 正 義	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役田中良子氏および大水美名子氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役入江一充氏および長谷川正義氏は、社外監査役であります。
 4. 取締役田中良子氏、大水美名子氏および監査役入江一充氏、長谷川正義氏の4氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役および監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は免責事由とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じています。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度中の取締役および監査役の異動等

①退任

氏名	退任時の会社における地位	退任日および理由
若槻 一男	常務取締役	令和2年6月26日任期満了退任
岡本 秀男	取締役	令和2年6月26日任期満了退任

②当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
山崎 剛司	常務取締役ファーマパッケージング事業部長 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長	常務取締役ファーマパッケージング事業部長兼グローバル戦略室長 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長	令和2年4月1日
	常務取締役国際事業部長兼グローバル戦略本部長兼ファーマパッケージング事業部担当常務 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長	常務取締役ファーマパッケージング事業部長 兼ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V.代表取締役社長	令和2年6月26日
佐野 一彦	常務取締役施設本部長兼生産技術開発事業部長兼生産技術センター所長	常務取締役施設本部長兼生産技術開発事業部長兼生産技術センター所長兼生産事業部副事業部長	令和2年9月1日
余語 岳仁	常務取締役経営企画本部長	常務取締役経営企画本部長兼経営企画部長	令和2年4月1日
中村 秀人	取締役総務人事本部長	取締役総務人事本部長兼人事部長	令和2年4月1日

氏名	新	旧	異動年月日
岩佐 昌暢	取締役ファーマパッケージング事業部副事業部長兼商品企画開発本部長	取締役ファーマパッケージング事業部商品企画開発部長	令和2年4月1日
	取締役ファーマパッケージング事業部長	取締役ファーマパッケージング事業部副事業部長兼商品企画開発本部長	令和2年6月26日
赤崎 五男	取締役ファーマパッケージング事業部営業本部長	取締役ファーマパッケージング事業部技術営業部長	令和2年4月1日
畠山 滉毅	取締役生産事業部副事業部長兼品質保証部長	取締役生産事業部品質保証部長	令和2年9月1日
宮住 悟一	取締役国際事業部副事業部長兼グローバル管理本部長	取締役国際事業部副事業部長兼二プロメディカルコーポレーション代表取締役社長	令和2年10月1日

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「役員報酬規定」において役位等に対して支給する基本報酬と、毎期の業績の達成度合いによって変動する業績連動報酬、「役員退職慰労金内規」において役位等に対して支給する退職慰労金で構成しております。なお、「役員報酬規定」および「役員退職慰労金内規」は取締役会決議を経て制定されております。取締役の報酬の決定過程においては、取締役会は、株主総会で決議された範囲内で、「役員報酬規定」に基づき、業績の達成度合いを勘案して取締役の報酬総額を審議・決定しております。また、より自社株式を意識した経営参画を可能とする業績連動型株式報酬制度も導入しております。役員報酬の決定に関する手続きのさらなる透明性・客観性向上のため、任意の諮問機関として「報酬諮問委員会」を設置しており、同委員会は委員の過半数を社外取締役で構成され、社外取締役田中良子氏が委員長を務めております。取締役の報酬等は、取締役会または取締役会で定める一定の基準に基づき決定しております。基本報酬については役位に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し、業績連動報酬については業績連動報酬に係る業績評価の指標として、投下資本効率を重視しROE(自己資本利益率)を採用し、ROEに連動した金額を役員総報酬限度額の範囲内で支給しております。また、当該業績指標を選定した理由は、各職責を踏まえた個々の基本報酬および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬が当社グループの業績や株主利益と連動性があり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために最も適切な指標であると判断したからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、単体ROE：連結ROE＝1：3の比率で計算したものを使用しており、当事業年度の実績値は8.4%となりました。退職慰労金については株主総会で承認される上限額の範囲内で取締役会の決議に基づき支給することとしております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、平成22年6月25日開催の第57期定時株主総会において年額800百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は29名(うち、社外取締役は0名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、令和2年6月26日開催の第67期定時株主総会において、評価ROEが8%を超えた場合、所定の業績連動報酬で分配する原資の一部を非金銭報酬等である自社株式にて3事業年度1,100百万円を上限として支給する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は28名です。当社監査役の金銭報酬の額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の事業・業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると考えことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長佐野嘉彦に委任し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会が決定する報酬年額の限度額内において、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、また、取締役等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として報酬諮問委員会を設置しており、取締役会の諮問に基づき、個人別の報酬等の内容を含む報酬全般について審議を行い、審議の過程および結果を取締役に報告・答申する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	30名	261百万円	253百万円	8百万円	-
(うち社外取締役)	(2名)	(12百万円)	(12百万円)	(-)	(-)
監 査 役	3名	12百万円	12百万円	-	-
(うち社外監査役)	(2名)	(4百万円)	(4百万円)	(-)	(-)
計	33名	273百万円	265百万円	8百万円	-
(うち社外役員)	(4名)	(16百万円)	(16百万円)	(-)	(-)

- (注) 1. 上記支給人員には、令和2年6月26日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬には、役員退職慰労引当金繰入額47百万円を含んでおります。
3. 業績連動報酬等の内訳は、役員株式給付引当金繰入額であります。
4. 取締役および監査役の報酬限度額
- ・取締役：平成22年6月25日の定時株主総会で決議された年額800百万円
 - ・監査役：平成19年6月27日の定時株主総会で決議された年額 30百万円
5. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役の田中良子氏は、株式会社メディ・ホープの代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外取締役の田中良子氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、病院における薬局長、薬剤部長としての豊富な知識・経験および経営者としての幅広い知見に基づく発言、助言を行うなど重要事項の審議に関与し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。また、大水美名子氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回出席し、病院における看護師としての豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を

行うなど重要事項の審議に関与し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。さらに、両名とも、報酬諮問委員会において業績連動型株式報酬制度の導入など取締役の報酬制度について審議を行い、取締役会に報告・答申する等主導的役割を果たしました。

②監査役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外監査役の入江一充氏は当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、また、長谷川正義氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回出席し、適切な発言、助言を行うなど重要事項の審議に関与し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。また、両名とも、当事業年度に開催された監査役会5回のすべてに出席し、議案の審議等において必要に応じ適宜発言するほか、会計監査人、子会社監査役とも連携し子会社その他の事業所においても積極的な監査を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	421,368	流 動 負 債	271,501
現金及び預金	90,274	支払手形及び買掛金	67,219
受取手形及び売掛金	140,521	短期借入金	133,987
商品及び製品	113,109	1年内償還予定の社債	1,600
仕掛品	14,117	リース債務	4,865
原材料及び貯蔵品	36,993	未払金	22,588
その他	27,534	未払法人税等	3,218
貸倒引当金	△1,182	賞与引当金	5,065
固 定 資 産	433,028	役員賞与引当金	162
有 形 固 定 資 産	335,906	災害損失引当金	1,327
建物及び構築物	122,627	設備関係支払手形	7,447
機械装置及び運搬具	77,466	その他	24,020
土地	52,100	固 定 負 債	408,841
リース資産	24,081	社債	75,900
建設仮勘定	42,199	長期借入金	294,290
その他	17,430	リース債務	27,194
無 形 固 定 資 産	29,803	繰延税金負債	215
のれん	13,565	退職給付に係る負債	5,846
リース資産	3,338	役員退職慰労引当金	682
その他	12,900	役員株式給付引当金	8
投資その他の資産	67,318	訴訟損失引当金	80
投資有価証券	47,199	その他	4,620
繰延税金資産	12,077	負 債 合 計	680,343
その他	13,809	【 純 資 産 の 部 】	
貸倒引当金	△5,768	株 主 資 本	160,980
資 産 合 計	854,396	資 本 金	84,397
		資本剰余金	4
		利益剰余金	87,326
		自己株式	△10,748
		その他の包括利益累計額	45
		その他の有価証券評価差額金	9,080
		繰延ヘッジ損益	△34
		為替換算調整勘定	△9,321
		退職給付に係る調整累計額	319
		非支配株主持分	13,027
		純 資 産 合 計	174,053
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	854,396

連結損益計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上	上	高						455,559
売	上	価						316,718
販	上	総						138,840
費	及	一						111,212
管	理	般						27,627
業	外	業						
受	取	取						
受	取	配						
為	替	の						
そ	業	外						
営	業	外						
支	分	法						
持	法	に						
社	債	よ						
そ	の	の						
経	常	利						
特	別	益						
固	定	資						
国	資	産						
投	庫	補						
そ	有	証						
特	別	の						
固	損	失						
定	定	資						
定	定	産						
減	資	産						
固	損	産						
倒	資	産						
引	引	産						
害	害	当						
災	害	金						
損	に	よ						
そ	害	る						
税	の	償						
金	調	の						
等	整	前						
調	前	当						
整	期	期						
前	純	純						
当	利	利						
期	益	益						
純	税	税						
利	務	務						
益	業	業						
	税	税						
	額	額						
	益	益						
	15,038	15,038						
	828	828						
	14,209	14,209						

計算書類

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	239,366	流 動 負 債	187,039
現 金 及 び 預 金	16,023	支 払 手 形	11,624
受 取 手 形	4,779	電 子 記 録 債	8,873
電 子 記 録 債	12,664	買 掛 金	55,913
商 品 及 び 製 品	105,227	関 係 会 社 借 入 金	300
仕 掛 品	64,684	1 年 内 返 済 予 定 の 借 入 金	21,800
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,887	リ 未 払 債	58,048
前 払 費 用	6,531	未 払 法 人 税	3,260
前 払 費 用	6,642	未 払 法 人 税	13,702
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	444	未 払 法 人 税	1,220
未 収 入 金	13,507	未 払 法 人 税	1,510
未 収 消 費 税	1,870	賞 与 引 当 金	5,137
そ の 他 の 引 当 金	3,724	返 品 調 整 引 当 金	146
	403	設 備 関 係 支 払 手 形	2,004
	△5,025		27
固 定 資 産	455,707	固 定 負 債	334,311
有 形 固 定 資 産	93,524	社 長 期 借 入 債	73,000
建 構 物	24,302	長 期 借 入 債	234,626
機 械 及 び 装 置	708	退 職 給 付 引 当 金	21,587
車 両 運 搬 具	8,104	役 員 退 職 給 付 引 当 金	2,262
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13	長 期 預 給 付 保 証 金	504
土 地	3,014		8
建 設 仮 勘 定	27,824		2,321
無 形 固 定 資 産	18,231	負 債 合 計	521,350
ソ フ ト ウ ェ ア	11,324		
リ ー ス 資 産	5,085	【 純 資 産 の 部 】	
そ の 他 の 資 産	1,480	株 主 資 本	165,380
投 資 其 他 の 資 産	3,280	資 本 金	84,397
関 係 会 社 株 式	323	資 本 剰 余 金	635
関 係 会 社 出 資 金	29,580	資 本 剰 余 金 備 金	635
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	268,337	利 益 剰 余 金	91,095
破 産 更 生 債 権	46,806	利 益 剰 余 金 備 金	5,306
長 期 前 払 費 用	4,956	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	85,788
繰 上 税 金	3,158	配 当 積 立 金	16
そ の 他 の 引 当 金	3,750	固 定 資 産 積 立 金	105
	3,117	別 途 積 立 金	82,735
	1,346	繰 越 利 益 剰 余 金	2,931
	△3,956	自 己 株 式	△10,748
資 産 合 計	695,073	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,342
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,342
		純 資 産 合 計	173,723
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	695,073

損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	334,904		
売上原価	262,182		
売上総利益	72,722		
販売費及び一般管理費	60,329		
営業利益	12,392		
営業外収入		157	
受取配当		4,417	
受取替		1,814	
受取手数料		1,103	
営業外費用		1,005	8,497
支払債		2,365	
支払債発行		525	
経常利益		727	
特別利益		781	4,399
固定資産売却益		42	
国庫補助金		374	
国庫補助金		1,758	
特別損失		23	2,200
固定資産除却損		558	
固定資産圧縮損		359	
関係会社株式売却損		110	
投資有価証券売却損		320	
貸倒引当金繰入		2,700	
損害賠償		2,292	
その他		573	6,914
税引前当期純利益			11,777
法人税、住民税及び事業税		1,677	
法人税		358	2,036
当期純利益			9,740

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

ニプロ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石原美保 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中須賀高典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニプロ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニプロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

ニプロ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏[Ⓔ]
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石原美保[Ⓔ]
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中須賀高典[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニプロ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月21日

ニプロ株式会社 監査役会

常勤監査役 野宮 孝之[Ⓔ]

監査役 入江 一充[Ⓔ]

監査役 長谷川 正義[Ⓔ]

(注) 入江一充氏及び長谷川正義氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	単元株式数	100株
株主確定のための基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	公告方法	電子公告 https://www.nipro.co.jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行きます。

株主優待制度

保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期	保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期
1,000株以上	5年以上	15,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬	500~ 999株	1年以上	2,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬
	3年以上 5年未満	10,000円分				1年未満	なし		
	1年以上 3年未満	5,000円分				1年以上	1,000円分		
	1年未満	なし				1年未満	なし		
					300~ 499株				

- (注) 1. 株主優待の対象となる株主さまは、基準日現在において300株以上を1年以上保有する株主さまで、上欄の各区分の保有株式数に応じて、継続保有期間(後記2. 記載)中のいずれの時点においても、同一株主番号で各区分の最小株式数(300株、500株または1,000株)を下回ることなく保有していることが当社株主名簿により確認できる株主さまとします。
2. 「継続保有期間」とは、上欄の各区分に該当する株式を取得したことが株主名簿に記載または記録された日から各基準日(毎年3月31日)まで同区分に該当する株式を同一株主番号により継続して保有した期間をいいます。なお、継続保有期間中に株式を追加取得したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、300株を5年以上保有し、1,000株に買い増したときは、基準日における区分(1,000株以上)の継続保有期間は1年未満となりますが、元の300株を1年以上保有していますので、優待品は1,000円分を贈呈いたします。また、継続保有期間中に株式を一部売却したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、1,000株を5年以上保有し、500株売却したときは、基準日における区分(500~999株)の継続保有期間は1年未満となりますが、500株については1年以上保有していますので、優待品は2,000円分を贈呈いたします。
3. その他注意事項
- 証券会社の変更や住所等の登録内容の一部変更をされる場合、証券保管振替機構による名寄せ処理システムにより、異なる株主番号が付される可能性があります。
 - 相続、贈与、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算いたします。
 - 保有株式の一部につき、信託設定、貸し株、NISA(少額投資非課税制度)口座への移管等がなされ、同一株主番号でなくなった場合は、それぞれの株主番号の名義ごとに継続保有期間および株式数を確認します。
 - 優待品は、毎年の定時株主総会終了後、株主通信等の期末関係書類に同封してお送りします。到着した際は、優待品の封入にご注意ください。万一、優待品が封入されていない場合は到着した期末関係書類および封筒を廃棄せずに当社まで到着後2週間以内にお問い合わせください。なお、郵便事情により優待品の到着が遅れる場合があります。

株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取 扱いたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店※ ※トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行※およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります。) ※トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の 場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・ 各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式 売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式 の振替手続を行っていただく必要があります。

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。このため、株主さまから、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主さま
お取引の証券会社等までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主さま
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-84-0178
(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

株主総会会場ご案内図

〒525-0055
滋賀県草津市野路町3023番地
ニプロ株式会社
草津・ニプロホール



お問い合わせ先

総会前日（6月24日）まで
ニプロ株式会社総務人事本部
TEL 06-6375-6700

総会当日（6月25日）
草津・ニプロホール
TEL 077-564-0500
インターネットによる同時中継につ
いてのお問合せ
TEL 03-6722-6254

（映像関係以外でご不明な点は、
みずほ信託銀行証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324
まで、お問い合わせください。）



アクセス

「JR南草津駅」西改札口より徒歩約5分

※東改札口からもお越しいただけますが、案内員がおりませんので予めご承知おきください。

- ▶ 大阪駅からJR京都線新快速で南草津駅まで約47分
- ▶ 京都駅からJR琵琶湖線新快速で南草津駅まで約17分

ご注意

総会会場敷地内は、駐車・駐輪ができません。

お車・二輪車等でご来訪の際は、外部の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

（係員の誘導はございませんのでご容赦ください。）

